

W T O (世界貿易機関) ドーハ・ラウンド交渉について

W T O (世界貿易機関) ドーハ・ラウンド交渉で農業や鉱工業品のモダリティ (関税削減率や重要品目の数などについて具体的な数字を決めたルール) 合意を目指していた閣僚会合は、7月29日に農業分野の対立で決裂。

「決裂」の主な原因は、農産物の緊急輸入制限措置 (特別セーフガード) をめぐり「発動条件の緩和」を求める中国・インドと「緩和に反対」の米国との対立が最後まで解けなかったためと見られる。

日本も一時は、農産物関税の大幅削減が緩和される「重要品目」の数が最大6%に絞られるなどの調停案を迫られ、受け入れる方針を固めたと報道されるほどだったが、最終局面で合意に達することができなかった。

日本の農産物 (関税分類品目) は1,332品目。関税率100%超の高関税品目が9.4% (125品目)、関税率200%超が7.6% (10品目) を占めており、日本が当初目指していた10%では関税率100%超の125品目が確保でき、8%では関税率200%超の10品目が少なくとも「重要品目」として確保できた。しかし、6%の場合、対象になるのは約80品目。コメ類だけで1品目あり、これに麦や乳製品類を加えると96品目になり6%のラインを超えるも

のであった (下図参照)。

当初の日本の基本方針は、上限関税の導入絶対阻止、重要品目の十分な数の確保 (全品目の10%)、重要品目の柔軟性 (低関税輸入枠のない品目を重要品目に指定できるようにすること) の確保であった。

一方、ラミー事務局長から7月25日に提案された調停案は、
について重要品目数を全品目の「原則4% + 代償付き2%の計6%」となっていたため、日本は、
について「重要品目4% + 代償付き4%の計8%確保」の方針で、ぎりぎりの交渉を続けていた。

今後のW T O交渉の日程等は、米国の大統領選挙、E U委員会委員の任期切れ等の政治日程があり未定。今回合意できなかったことで長期間停滞する可能性もある。しかし、交渉が長引くことにより農産物輸出国が自由化水準の一層の引き上げを主張する傾向は強まることが想定され、日本の農業にとって、生産性を向上させ競争力をつけることが急務である。

この件については、引き続きご報告いたします。

【日本の輸入農産物の関税構造】

